

# 仕様書

令和7年度沖縄県域 GIGA スクール  
第2期学習者用端末等の調達業務

令和7年8月1日

沖縄県教育の情報化推進協議会

参 考 仕 様

1	件名
2	背景・目的
3	業務概要
4	調達方法
5	調達及び業務の範囲
6	参加自治体
7	業者選定方法
8	調達物品に備えるべき要件等
9	情報端末機能要件
10	賃貸借契約方式
11	アプリケーションソフトウェア
12	搬入・設置及び設定要件
13	導入設計・設定作業要件
14	導入要件
15	セキュリティ
16	受注者の体制
17	納入時期
18	研修
19	提出物
20	その他

## 1 件名

令和7年度沖縄県域 GIGA スクール第2期学習者用端末等の調達業務

## 2 背景・目的

文部科学省、経済産業省、総務省が掲げる GIGA スクール構想の実現（以下「GIGA スクール構想」という。）による国庫補助金を活用した情報端末等の環境整備を目指し、沖縄県域で大規模調達を行うことにより地域格差をなくし、情報端末の導入に関するコスト及び事務負担軽減や内容の充実を図る。

## 3 業務概要

文部科学省が示している、GIGA スクール構想の実現に向けた標準的な仕様に基づく端末、周辺機器導入に至る設置及び設定、教員及び教育の情報化を推進する教育委員会担当者等を対象とした研修など、充実した学校教育活動を円滑に行うため一括して共同調達（以下「本調達」という。）を実施する。

## 4 調達方法

本調達は、価格競争入札方式により実施する。令和6年4月17日付け「GIGA スクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」に基づき、最低価格を提示した入札者を受注者として決定する。

## 5 調達及び業務の範囲

### (1) 端末

受託者は、県教育庁教育 DX 推進課が指定した数量に基づいて、文部科学省が示している標準仕様を基準とし、品質・耐久性にも留意した情報端末及び周辺機器を導入すること。なお、情報端末については、使用開始から60か月の利用を想定している。

受託者は、自治体が指定した数量に基づいて、文部科学省が示している標準仕様を基準とし、品質・耐久性にも留意した情報端末を導入すること。なお、情報端末については、使用開始から60か月の利用を想定している。

### (2) 業務の範囲

国の令和5年度補正予算による「公立学校情報機器整備費補助金（以下「補助金」という。）」を活用した調達であることを踏まえ、その補助金の趣旨を十分に考慮し、情報端末及び周辺機器、10で示すアプリケーション、ソフトウェア、クラウドをベースとした教育活動を行うためのコンテンツ等を提供すること。

### (3) その他

本調達は、補助金の交付を前提とした準備手続きであり、補助金の交付決定及び予算成立後に効力を生ずる事業であるので、補助金の交付がなされない場合又は沖縄県議会において予算が否決された場合等、本調達内容が遂行できないやむを得ない事情が生じた場合は、契約時期の変更又は契約が締結できないこともある。

## 6 参加自治体

沖縄県

## 7 業者選定方法

一般競争入札

## 8 調達物品に備えるべき要件等

### (1) 基本要件

情報端末は、県教育庁教育 DX 推進課が示した数量とする。なお、手配、導入から運用、保守、その他のサービスについては、補助金を適切に活用できるよう内容を考慮すること。（中古品等不可）

### (2) 学習用端末価格

ア 原則、補助上限の 56,100 円（税込）以内とする。※上記の金額にリース料率は含まないものとする。

イ 入札時の金額はリース費用を含めた総額で応札するものとし、支払時は補助金分と毎月のリース費用分を分けて支払うものとする。

ウ 県がリース事業者へ支払う補助金については、仕入れ税額控除を考慮し、別紙 2 の計算式により、計算するものとし、補助金の上限額を 34,000 円とする。

### (3) 情報端末予定導入台数

別表に示すとおり。

## 9 情報端末機能要件

### (1) 導入内容一覧

No.	項目	製品名称または製品仕様	モデル	メーカー	数量
1	学習者用端末	iPad	iPad(A16)	Apple	1,193 台
2	キーボード	・パンタグラフスイッチ ・日本語 JIS キーボードであること（日本語配列） ・USB Type-C 有線接続（ケーブル長 1.5m 以内） ・iPadOS 対応	左の仕様を満たすもの	左の仕様を満たすもの	1,193 台
3	ケース	・EVA 素材（MIL 規格以上の衝撃吸収タイプ） ・iPad を持ち運べるハンドル付 ・ケースを付けた状態で、カメラ・電源ボタン・音量調節ボタン使用可、充電可、(1)のキーボードが使用可、	左の仕様を満たすもの	左の仕様を満たすもの	1,193 台

		12(3)ウにある管理用レベルがすぐ剥がれない状態で視認できること			
4	端末管理機能(MDM)	Mobi Connect または Jamf Pro	左のいずれか	左のいずれか	1,193 台
5	インストールアプリ	MDM を利用して、学校が希望するアプリをインストールできるように設定可能にすること。	-	-	1 式
6	タッチペン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習者用端末に対応</li> <li>・タブレット本体とペアリングせずに使用可能</li> <li>・パームリジェクション対応</li> <li>・傾き検知機能</li> <li>・急速充電対応</li> <li>・USB C to C ケーブル付属</li> </ul>	左の仕様を満たすもの	左の仕様を満たすもの	1,193 台
7	既存端末の引き取り	引き取り端末はなし	-	-	-
8	その他	なし			

## 10 賃貸借契約方式

### (1) リース後の端末回収

リース終了後は端末を無償譲渡するものとし、端末の回収はしない。そのため、リース料金は、5年後の譲渡を見越した金額かつ、端末回収費用を含めないものとする。

(2)引き渡された物品が種類、品質または数量において契約内容に適合しない場合、受注者に対して、物品の修補、代替品の引渡し、または不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。なお、引渡し日は、県が定める検収の合格日とし、原則としてその日から1年間を保証期間とする。

## 11 アプリケーションソフトウェア

(1) 原則として GIGA スクール第1期で導入している学習系アカウントが利用できること。

(2) 児童生徒及び教職員が安心安全に利用できる機能を有すること。

(3) 原則として契約日より60カ月間追加費用なく利用できるものとし、利用に年限等がある場合は、例外として追加費用なく利用できる期間を示すこと。

(4) 利用できる各製品のオンラインマニュアル等を用意又は紹介すること。

## 12 搬入・設置及び設定要件

### (1) 全般

ア 児童生徒が共同利用することを前提とし、学校ネットワーク及び各家庭での利用にも対応できる設定にすること。

イ アプリケーションソフトウェア等については、学校ネットワーク及び各家庭で利用できる状態で納品すること。

### (2) 搬入・設置

- ア 調達物品の搬入先は、別紙設置箇所一覧に示すとおり。
- イ 搬入先の学校が不要とした段ボールや梱包材は受注者によって廃棄すること。  
※学校毎ですべての開梱が完了したタイミングに回収を想定
- ウ 電源及び設置場所は、学校で用意する。
- エ 充電保管庫へ設置する際の、既存端末及び電源 AC ケーブルの取り出し作業を含む

### (3) 設定

- ア 各端末は、各学校のネットワークに Wi-Fi 接続できる状態にすること。  
(全端末の MAC アドレス情報を県教育庁教育 DX 推進課に提出すること)
- イ 在宅学習のために、家庭に持ち帰って、個人契約のネットワーク等に Wi-Fi 接続することを想定した初期設定をすること。
- ウ 調達物品は、県教育庁教育 DX 推進課が指定する様式や貼付位置で管理用のラベルを貼付すること。
- エ 初期不良がある場合は、納品した同一機種にて速やかに交換を行うこと。
- オ 授業で使える設定にしていること。(企業登録用のアカウントにより、県立特別支援学校内の学習用端末と同様の設定を実施すること。)

## 1.3 導入設計・設定作業

iPad および MDM の設計・設定作業については、以下の要件に沿って作業をすること。

Mobi connect または Jamf Pro の導入を想定している。いずれかのアプリを利用した設定を行うこと  
各設定内容の詳細は、既存環境を調査し、県教育庁教育 DX 推進課と協議して決定すること。

### (1) 端末管理機能 (MDM) に関する要件

- ① MDM は 5 年間のライセンスまたは買い切りで提供すること
- ② 端末の機能制御 (カメラ、Bluetooth、App の利用制限等) の設定が可能であること
- ③ 端末へのアプリケーションや電子書籍 (App/Book) の一括配信が可能であること
- ④ 管理者が端末一覧画面等から複数の端末に対して一括で設定・操作が行えること
- ⑤ Wi-Fi やメール等のネットワーク設定、OS のアップデートを遠隔で構成・制御できること
- ⑥ 端末の稼働状況の確認のため、デバイスごとに MDM との最終チェックイン日時が確認できること。また、長期間通信のないデバイスが発生した場合、アラートで管理者に通知されることが望ましい
- ⑦ 紛失盗難時の対策として、強制ロックやワイプ (初期化) などのセキュリティ操作が可能であること
- ⑧ Apple の「Automated Device Enrollment (ADE)」に対応していること
- ⑨ Apple School Manager (ASM) に対応していること
- ~~⑩ ASM のフェデレーション認証に対応していること~~
- ⑩ 管理画面は Web ブラウザ上で操作でき、特別ソフトのインストールを必要としないこと
- ⑪ 管理画面が日本語対応していること
- ⑫ 日本語によるサポート窓口 (ヘルプデスク) への問い合わせが可能であること

## 1.4 導入要件

### (1) 進捗報告

導入に際しては、学校の授業や業務に支障がないよう配慮し、県教育庁教育 DX 推進課に定期的な進捗報告を行うこと。導入前に県教育庁教育 DX 推進課に対して、導入体制及びスケジュールを提示し、十分に協議を行いながら円滑な導入を実施すること。

### (2) 配慮事項

学校の設備に損傷を与えないよう十分な配慮を行い、必要に応じて養生を行うこと。また、突発的なトラブルがあった場合は、速やかに県教育庁教育 DX 推進課に連絡し、指示を受けること。

## 1.5 セキュリティ

(1) 業務上必要となる個人情報の取扱いには細心の注意を払うこととし、県の「個人情報の保護に関する法律施行条例」をはじめとする関係法令を遵守できるよう支援すること。

(2) 受注者及び業務従事者は、業務上知り得た情報については、第三者への漏洩、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

(3) 県教育庁教育 DX 推進課による資料要求に対して、適切な資料を提供すること。

(4) 受注者から受注者以外の業者へ業務を再委託する際には、事前に県教育庁教育 DX 推進課に報告すること。

(5) 再委託先の情報管理責任は、受注者が負うこと。

(6) クラウドに保存された情報に対しては、改ざん、漏洩、不正アクセス等を抑止する仕組みを有すること。

## 1.6 受注者の体制

(1) 円滑な導入を行うための体制（共同企業体も可）を整え、再委託の有無に関わらず、関係する全ての体制について体制図を提出すること。

(2) 迅速な対応を行うために、事業者（共同企業体の場合は少なくとも 1 社以上）の本支店又は営業所が、沖縄県に 1 か所以上あること。

## 1.7 納入時期

調達物品の納期（令和 7 年 12 月 31 日（水））内で、協議の上で対応すること。

## 1.8 研修

各学校及び県教育庁教育 DX 推進課の担当が MDM を使えるように説明または研修会を行うこと。

（MDM 事業者によるものでも可。オンライン可。）

## 1.9 提出物（県教育庁教育 DX 推進課及び各学校に指定された部数を納品すること）

(1) 基本設計書（タブレット端末、管理サービス）1 部

学習者用端末及び管理サービスに関する設計内容を示した資料

(2) 設定情報一覧（管理番号、シリアル番号、MAC アドレス一覧等含む）1 部

タブレット端末や管理サービスについて、納品時までに行った全ての設定に関する手順及び内容を

示した資料

(3)実務手順書（学習者用端末、管理サービス）1部

Apple School Manager、Volume Purchase Program、及びMDMについて、運用上必要な操作をまとめた手順書を納品すること。ここで言う「必要な操作」は初期設定時の手順だけではなく、導入後に発生する可能性のある事象に対応する操作手順も含むこととし、手順書には少なくとも以下の内容を含むこととする。

ア アプリケーションの追加・削除・アップデート

イ OSのアップデート

ウ 設定情報の追加・変更・削除・

エ 故障時の対応

(4)設置場所（原則、電源保管庫に設置する。）

(5)設置した端末の写真

(6)その他必要書類

## 20 その他

(1) 本仕様書に記載されたすべての要件を確実に満たすこと。

(2) 賃借料の算定基礎額は機器の調達、初期設定、搬入、設置に係る費用とし、保守費用は含まない。

(3) 納入される機器はすべて未使用の新品であることを保証し、賃貸借期間中は常に保守対応が可能であること。

(4) 受注者は、費目ごとの詳細明細を作成し、発注者に提出すること。

(5) 機器の調達や納入に関連する一切の費用は、受注者が負担すること。

(6) 機器の納入は指定の期日までに行い、建物に破損が生じた場合、修理費用は受注者の負担とする。

(7) 必要事項は、発注者と受注者間で協議し、契約後の仕様書疑義は発注者の解釈とする。

(8) 契約事務等に必要となる全ての費用は、本調達の費用に含まれるものとする。次年度以降に、必要となる経費が想定される場合があれば明示すること。

(9) 県教育庁教育DX推進課または各学校から、今後も継続的に利用したいと希望があがっているアプリケーションソフトについては、クラウド利用ができるコンテンツに限り、利用できるように案内すること。

## (別紙1) 設置箇所一覧

No.	学校名	生徒用端末台数	予備機台数	合計
1	沖縄盲学校（視）	22	3	25
2	沖縄ろう学校（聴）	81	12	93
3	名護特別支援学校（知肢病視聴）	91	14	105
4	美咲特別支援学校（知）	170	25	195
5	はなさき支援学校（知）	100	15	115
6	大平特別支援学校（知）	138	21	159
7	島尻特別支援学校（知肢）	145	22	167
8	西崎特別支援学校（知）	142	21	163
9	宮古特別支援学校（知肢病視聴）	54	9	63
10	八重山特別支援学校（知肢病視聴）	23	3	26
11	泡瀬特別支援学校（肢）	22	3	25
12	鏡が丘特別支援学校（肢病）	29	4	33
13	那覇特別支援学校（肢）	21	3	24
	合計台数	1,038	155	1,193

## 別紙2 (仕様書8-(2)-ウ関連)

情報端末に係る補助金の仕入税額控除を考慮した計算方法について

例1 情報端末価格を補助基準額上限 56,100 円 (税込み) とした場合

端末税抜価格 51,000 円 × 補助率 2/3 = 補助金 34,000 円

仕入税額控除後の補助金の上限額 34,000 円

例2 情報端末価格を 55,000 円 (税込み) とした場合

端末税抜価格 50,000 円 × 補助率 2/3 = 補助金 33,000 円 ※ 千円未満切り捨て

仕入税額控除後の補助金額 33,000 円